

交 総 第 66 号
令 和 2 年 2 月 5 日

一般社団法人 埼玉県二輪車普及安全協会
会長 田島 和雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長
風上 正樹 (公印省略)

全ての座席におけるシートベルト着用の推進について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から、交通事故防止活動を積極的に推進していただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月に一般社団法人日本自動車連盟 (以下「JAF」という。) と警察庁が合同で実施したシートベルト着用状況全国調査の結果、埼玉県では一般道路及び高速道路等の運転席及び助手席の着用率はいずれも96%以上でしたが、後部座席の着用率は一般道路で54.8% (前年比+6.6ポイント)、高速道路等では84.9% (前年比+6.6ポイント) と、昨年と比べ上昇しているものの、いまだ定着化に至っておりません。

昨年 of 交通死亡事故をみても、シートベルトを着用していれば助かったのではないかというものもあります。

これまでもシートベルト着用の徹底対策につきましては、交通関係団体等の協力を得て様々な取組がなされてきたところですが、後部座席のシートベルトの着用率は着用義務化後の平成20年調査時に一定の上昇が見られたものの、以後はほぼ同等の低い水準で推移している状況にあります。

つきましては、「シートベルト着用状況全国調査 (2019)」を参考資料として添付いたしますので、貴協会におかれましても、全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底による被害軽減が交通死亡事故抑止に大きく寄与するものであることを改めて認識していただき、全ての座席におけるシートベルトの着用の周知及び各警察署における指導啓発活動へのご協力等に関しまして特段のご配慮を頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
安全対策係

担当：齋藤、森下

電話：048(832)0110 (内線5065・5068)